

施策評価シート

評価実施年度：平成29年度

事務事業所管部局長 (幹事部局)	健康福祉部長 吉川敏彦	電話番号 0852-22-5230
---------------------	-------------	-------------------

①施策の目的等

施策の名称	施策Ⅱ-1-8 食の安全確保
目的	県民が安心して食生活を送られるよう、食品の生産から消費に至る一貫した安全対策に取り組み、食品の安全性を確保します。

②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
食中毒発生件数	目標値		6.0	6.0	6.0	6.0	件	食品表示法に基づく年間指示公表件数	目標値		0	0	0	0	件
	取組目標値								取組目標値						
	実績値	10.0	17.0						実績値	1.0	0				
	達成率	-	(83.4)	-	-	-			達成率	-	-	-	-	-	
定性目標	目標値						件	目標値						%	
	取組目標値							取組目標値							
	実績値							実績値							
	達成率	-	-	-	-	-		達成率	-	-	-	-	-		
平成28年度～平成31年度															
成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載）		<p>○昨年度は食中毒が17件発生し、成果参考指標の目標を達成できなかったが、患者が50人以上の大規模な食中毒の発生はなく、合計患者数は154人であり、前年度より32人減少した。また、実態把握の困難な家庭における食中毒が6件あった。</p> <p>○半数以上の9件が、根本的な予防対策のない寄生虫によるものだった。</p> <p>○監視・指導が可能であり、指導、啓発や講習会を通じて、食中毒の発生を防止することができる食品事業者等での発生は7件であった。</p> <p>○食品表示相談は県下で計931件対応し、適正表示に対する食品事業者の意識レベルは高いことが確認できた。</p> <p>○不適正表示による指示・公表事案はなかった。</p>													

③評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的に対する現状 (客観的事実・データなどに基づいた施策の現状や取組状況)	<p>○昨年度は食中毒が17件発生し、成果参考指標の目標を達成できなかったが、患者が50人以上の大規模な食中毒の発生はなく、合計患者数は154人であり、前年度より32人減少した。また、実態把握の困難な家庭における食中毒が6件あった。</p> <p>○半数以上の9件が、根本的な予防対策のない寄生虫によるものだった。</p> <p>○監視・指導が可能であり、指導、啓発や講習会を通じて、食中毒の発生を防止することができる食品営業業者等での発生は7件であった。</p> <p>(アニサキス6件、ノロウイルス3件、カンピロバクター2件、黄色ブドウ球菌1件、ヒスタミン1件、フグ毒1件)</p> <p>○予防対策として、食品取扱施設の監視や食品事業者講習会の実施による正しい知識の普及、食中毒注意報・警報発表による県民への注意喚起等を行っている。</p> <p>○食品表示に関する相談対応は931件であった。</p> <p>○食品表示法に基づく不適正表示による指示・公表はなかった。</p>
---	---

④総合的な評価

評価時点での総合的な評価 A:順調に進んでいる B:概ね順調に進んでいる(見直す点がある) C:あまり順調に進んでいない	判断	その理由
	B	<p>○食中毒の発生件数は増加したが、その半数以上が根本的な予防対策のない寄生虫によるものだった。</p> <p>○コントロール可能な食品事業者による食中毒は7件で、おおむね目標を達成できた。</p> <p>○一方、発生の実態把握が困難な家庭における食中毒が6件あった。</p> <p>○食中毒の発生を低減させるため、食品営業業者に対する直接的な監視・指導はもとより、一般消費者に対しても、正しい食品衛生知識の普及を図り、生産から消費まで一体となった対策が必要である。</p>

⑤課題の認識

(1)平成31年度末の施策目的の達成状況(予測) A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	判断	その理由(④の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載)
(2)施策の目的達成に向けての課題	B	<p>①食品事業者に対しては、ア、島根県食品衛生協会など食品事業団体との連携した取組や食品衛生推進員(知事委嘱)を活用した自主管理を進める必要があること。イ、食中毒や異物混入防止に優れた工程別衛生管理手法である、HACCP(ハサップ)の導入を推進していくこと。ウ、カンピロバクターやノロウイルスによる食中毒が依然として多いことから、調理従事者の健康管理、調理従事者等に起因する食品の二次汚染の防止等、食中毒の発生防止対策の徹底に向けた継続的な監視・指導および講習会等での衛生教育が必要であること。</p> <p>②家庭による食中毒を防止するためには、食中毒のリスクを正確に伝えるため、一般消費者に対し、様々な媒体、講習会等を利用し、食品衛生に関する正しい知識の一層の啓発、情報発信が必要であること。</p> <p>③食品表示法が平成27年4月に施行され、5年間の猶予期間中であり、食品事業者に対して周知徹底する必要がある。さらに、不適正表示について監視を強化し適切な改善指導を実施すること。</p>

⑥今後の取組みの方向性

課題解決に向けての今後の取組みの方向性	<p>①食品事業者に対して、食品衛生を担保するためのHACCP方式による衛生管理手法の導入を推進し、関係団体などと連携し、自主管理の推進を図る。</p> <p>②食品関係者や一般消費者に対して様々な媒体、講習会などあらゆる手段を利用し、食中毒リスクおよび予防対策について一層の啓発を行う。</p> <p>③食品表示法の施行に伴い、相談窓口を業事衛生課及び保健所に一元化し、昨年度より組織改正による体制強化を図った。今後も各地での表示研修会、個別相談対応を通して、食品表示の一層の適正化を図っていく。さらに、不適正表示に対する監視及び改善指導を強化する。</p>
---------------------	--

施策評価シート別紙2(事務事業一覧)

施策の名称	施策Ⅱ-1-8 食の安全確保				
-------	----------------	--	--	--	--

(単位:千円)

	事務事業名	目的(意図)	前年度 事業費	今年度 事業費	所管課名
1	食品衛生対策推進事業	食品等に起因する健康被害を防止する	41,880	44,451	薬事衛生課
2	カネミ油症・森永ミルク中毒被害者検診・支援事業	認定患者(被害者)に検針や必要な行政サービスの紹介・提供を行う。	1,084	2,084	薬事衛生課
3	獣医師確保対策事業	必要な獣医師を確保し、公衆衛生対策の推進を図る	491	395	薬事衛生課
4	食品流通対策事業	消費者が食料品を安心して購入・飲食できるように、食品表示法、食品衛生法、JAS法及び健康増進法に基づく食品表示の適正化を図る。	4,611	4,893	薬事衛生課
5	米トレーサビリティ制度推進事業	米トレーサビリティ法に基づき、米・米加工品の問題発生時に流通ルートを速やかに特定するため、業者間取引等の記録作成・保存を行うとともに、米の産地表示を取引先・消費者に伝達する。	2,649	2,788	農産園芸課
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					